

機械・電気設備点検業務共通仕様書

第1章 総 則

1 適用範囲

特記仕様書に記載している事項のほかは、すべて本仕様書による。ただし、業務の性質上、本仕様書に該当しない項目は適用外とする。

2 業務従事者等の配置及び職務

(1) 委託者は、業務担当職員（以下「業務主任」という）を定め、受託者に書面で通知するものとする。また、その内容を変更したときも同様とする。業務主任は受託者に対して常に状況に応じた監督を行うものとする。受託者は、委託者から業務の履行に関する改善指導等がなされた場合には、速やかに措置等をし、結果を委託者に報告しなければならない。

(2) 受託者は、業務代理人を定め、書面をもって委託者に通知しなければならない。また、その内容を変更したときも同様とする。業務代理人は、委託者との連絡調整及び業務従事者に対する指示及び指導を行う者であり、常に連絡場所及び連絡方法等を明らかにしておかなければならない。

3 契約金額の支払いについて

総価契約の一括払いとし、業務完了後に検査を実施し、合格の場合には全額の請求をすることができる。

4 遵守事項

業務は、設計図書（本共通仕様書・特記仕様書・設計図面・設計内訳書）及び契約書に基づき、業務主任の指示に従って履行しなければならない。

そのほか、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。

5 打合せ

受託者は、契約後速やかに、業務主任と設計図書に基づき詳細な技術的打合せを行い、これに従って業務を進めるものとする。

6 監督官庁等への諸手続

(1) 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続の際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続が必要な場合は、速やかに行うものとする。

(2) 受注者が、関係官公庁等から指示又は指摘を受けたときは、遅延なくその旨を施設管理担当者に報告し、協議をするものとする。

7 資 格

資格を必要とする業務は、それぞれの資格を有するものが行わなければならない。

8 提出書類

(1) 業務履行前まで

ア 業務代理人指定通知書 1 部

所定の様式があるので業務主任と打ち合わせることを。

(2) 完了時

ア 完了届 1 部

イ 各種報告書等 1 部

所定の様式があるので業務主任と打ち合わせることを。

(3) 随 時

- ア 業務工程表
- イ 業務日報又は業務旬報
- ウ 業務写真
- エ 打合せ議事録

業務主任の指示により提出する。様式は業務主任と打ち合わせる事。

9 検査及び試験

点検終了後は確実に機器を委託者に引き渡す事。業務完了時の検査及び試験の要領については業務主任の指示による。また、検査及び試験に要する費用は受託者の負担とする。

10 再委託

受託者は、業務の全部もしくはその主たる部分などを、契約約款の規定により、第三者に委託してはならない。ただし、委託者は、原則、次の(1)(2)の業務の対象となる機器の設計・製造ノウハウを有する製造会社又はその保守会社に委ねる範囲において、再委託を認めるものとする。

- (1) MLSS計、投込式水位計、電磁流量計などの運転操作に係る重要な計装機器の点検業務
- (2) 分解点検・調整又はプログラム動作確認を必要とするシステム機器の点検業務

なお、再委託に当たっては、事前に、委託者へ再委託依頼書を提出し、承諾を受けなければならない。

第2章 現場業務

1 業務工程

- (1) 各業務の詳細工程は、必要に応じて作成し業務主任の承諾を得るものとする。
- (2) 工程表を作成するに当たっては、処理施設等に与える影響を最小限とするよう業務主任と協議する。
- (3) 日程及び工程は、天候等の事由により変更することがある。

2 施設等の使用

- (1) 業務履行のために、必要のない施設へ無断で立ち入ってはならない。
- (2) 本市の施設・設備を使用する場合は、業務主任の承諾を得て使用することとし、使用中の事故・故障及び使用後の手入れ等は受託者の責任とする。
- (3) 受託者は、業務遂行の為に機器を持ち込み、使用する場合は、予め種類・台数等を報告し、業務主任の承諾を得るものとする。
- (4) 機器等の搬入がある場合は、搬入経路・搬入方法等を業務主任と協議し、承諾を得るものとする。また、搬入に必要な手当等は受託者の負担とする。

3 当日業務の報告

- (1) 入退庁時の報告を行うものとする。
- (2) 当日の業務結果の報告を行うものとする。

4 立会い

業務履行は、原則として各工程に業務主任の立会い及び検査を必要とする。ただし業務主任の承諾する軽微なものについては省略できる。

5 不良カ所等の処置

点検により発見された不良カ所等の補修・部品交換については、予め業務主任と協議する。

6 酸素欠乏事故の防止

酸素欠乏危険場所で作業する場合は、酸素及び硫化水素濃度測定器・空気呼吸器・非難用具等を備え、換気を行う等の措置を講じ、「酸素欠乏症等防止規則」を遵守するものとする。

7 安全管理

受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。また、事故が発生した場合は、すみやかに業務主任に報告するものとする。

8 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

9 業務履行に伴い発生する副産物の処置

受託者は、業務の履行に伴って副産物が発生した場合には、これらを分別し、委託者の指定する場所に保管しなければならない。

水質管理棟ボイラー設備等点検業務 特記仕様書

1 点検目的

本業務は、創成川水再生プラザ水質管理棟に設置している「真空式給湯暖房温水機バコティンヒーター（油焚）株式会社日本サーモエナジー製KFL-250型」及びこれらに付属する機器について、点検業務（ボイラー炉内部・バーナー部・後部煙突部の清掃・洗浄、ボイラー及び接続するコンベクター、パネルヒーター、ファンコイルユニット、加圧給水ポンプユニット、オイルタンク、給湯用膨張タンク、暖房用膨張タンク、循環ポンプ、送風機、排風機の各部分点検・消耗部品交換、機器動力盤での各機器絶縁抵抗測定）を行うものである。

2 点検場所

札幌市創成川水再生プラザ水質管理棟1、2階

所在地： 札幌市北区麻生町8丁目1-15

※創成川水再生プラザの西側に入口、事務室があります。

3 履行期間

契約締結日から令和8年1月30日まで

4 点検回数・内容

点検回数は年1回

点検内容は、別添の国土交通省大臣官房官庁営繕部編「建築保全業務共通仕様書 令和5年版」による。

5 点検機器名及び数量、点検箇所

別紙1のとおり

6 作業員の資格

ボイラー技士の資格を持つものを1名以上、作業に従事させること。

※業務履行前までにボイラー技士の資格を有することが証明できるものの写しを提出すること

7 業務報告書

次の書類を含む業務報告書を作成し、提出すること。構成・書式・体裁については、提出前に報告書案（数値・点検状況部分は空白等で可）を作成し、本市業務担当職員の指示を受けること。業務着手時に、本市業務担当職員から受託者へ作成例を呈示する。

①点検結果一覧表

機器ごとの点検項目と状況等の一覧表。点検年月日、点検施設名及び点検者名を記載すること。

②ポンプ、送風機、排風機、外調機について、運転時の絶縁抵抗値、電流測定値等の測定結果を示す書類。

③給湯・温水ボイラーについて、点検結果詳細を示す書類。

④各種ポンプについては、点検結果詳細を示す書類。

⑤送・排風機については点検結果詳細を示す書類。

⑥作業ごとの状況を写真で示す書類。

注1： 整備・部品交換したもの、部品交換や修理が必要なものについては、その状況を記すこと。

注2： 写真については、各作業状況が判るように機器名、作業内容を記した書類を作成すること。デジタル機器で撮影する場合には、専用のSDカード等を使用し、編集等を行っていない撮影写真（撮影日時以降に更新記録のないもの）を記録したDVD又はSDカードを併せて、ウイルスチェックを実施したうえで提出すること。

注3： 表紙に受託者名を記載すること。

8 留意事項

(1) 遵守事項

受託者は、別添の機械・電気設備点検業務共通仕様書（札幌市下水道河川局事業推進部）、建築保全業務共通仕様書（令和5年度国土交通省）、特記仕様書に基づき、業務主任の指示に従って業務を履行しなければならない。

(2) 連絡先等の確認

受託者は、契約後すみやかに下記まで連絡・訪問し、業務連絡方法等についての確認を行い、業務内容等の必要な説明を受けるものとする。

(3) 日程変更の連絡

悪天等で日程変更になる場合などは、速やかに関係者に連絡するものとする。

9 担当

〒001-0045 札幌市北区麻生町8丁目1-15創成川水再生プラザ内

下水道河川局事業推進部 処理施設課水質管理係（電話011-717-5829）

真空式給湯暖房温水機

(バコティンヒーター (油焚) 株式会社日本サーモエナー製KFL-2 5 0 型)

1 基礎・固定部

2 外観の状況

3 内部の状況

4 燃焼装置

5 操作盤

6 付属機器

(1) 「温水循環ポンプ外調機系統」株式会社荏原製作所製 25LPS5.25S型 ×1台

(2) 「温水循環ポンプ直暖系統」株式会社荏原製作所製 50LPD52.2A型×1台

(3) 「受水槽付補給水ポンプユニット」株式会社荏原製作所製
25HPN5.25S型×1台

(4) 「加圧給水ポンプユニット」株式会社荏原製作所製 50BNAMD5.5A型×1台

(5) 「給湯循環ポンプ」株式会社荏原製作所製 LPS型×1台

(6) 「送排気用ファン」×2台 ※

(7) 「膨張タンク (暖房用・給湯用)」 ×2基

(8) 「オイルサービスタンク」190L ×1台 (タンク内の油抜きはしない)

(9) 「ファンコンベクター」等×12台 (エアーフィルター等の清掃を行う)

※ 送排気用ファン2台についてはVベルトの交換を含む。交換に必要なVベルトは、札幌市下水道河川局事業推進部処理施設課水質管理係から支給する。